

神奈川県川崎競馬組合情報公開審査会委員及び神奈川県川崎競馬組合個人情報保護審査会委員の報酬及び費用弁償に関する条例

(平成15年9月24日条例第3号)

(趣旨)

第1条 この条例は、神奈川県川崎競馬組合情報公開条例（平成15年神奈川県川崎競馬組合条例第1号）第19条及び神奈川県川崎競馬組合個人情報保護条例（平成15年神奈川県川崎競馬組合条例第2号）第26条により設置された神奈川県川崎競馬組合情報公開審査会及び神奈川県川崎競馬組合個人情報保護審査会の委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 神奈川県川崎競馬組合情報公開審査会及び神奈川県川崎競馬組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の委員の報酬の額は、日額20,000円とする。

(費用弁償)

第3条 審査会の委員が職務を行うために旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

(支給方法)

第4条 報酬及び費用弁償の支給方法は、神奈川県川崎競馬組合職員の例による。

附 則

この条例は、平成15年10月1日から施行する。